

**野々市市**

**子ども・子育て支援事業計画**

(案)

平成27年2月

**野々市市**

## 目 次

<b>第1章 計画策定の概要 .....</b>	<b>1</b>
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	1
(1) 法的位置づけ.....	1
(2) 関連計画との関係.....	1
3 計画の期間.....	2
4 計画の策定体制.....	2
5 計画の対象.....	2
<b>第2章 野々市市の子ども・子育ての現状.....</b>	<b>3</b>
1 年齢3区分別人口、就学前人口の推移.....	3
(1) 年齢3区分別人口の推移.....	3
(2) 就学前人口の推移.....	4
2 市内の保育園及び幼稚園の設置状況及び利用状況.....	4
<b>第3章 子育て支援施策の実施状況 .....</b>	<b>6</b>
<b>第4章 市民の子育て支援ニーズ .....</b>	<b>7</b>
<b>第5章 計画の基本的な考え方 .....</b>	<b>12</b>
1 基本的な考え方.....	12
2 基本理念.....	12
3 基本目標.....	13
4 施策体系.....	14
5 重点施策.....	15
<b>第6章 施策の展開 .....</b>	<b>17</b>
基本目標1 子どもの人権の尊重と安全・安心な環境づくり .....	17
(1) 子どもの人権の尊重 .....	17
(2) 児童虐待の防止 .....	18
(3) 安全な環境づくり .....	18
基本目標2 子どもが心豊かにたくましく育つ環境づくり .....	21
(1) 次代の親の育成 .....	21
(2) 心豊かにたくましい人を育てる教育 .....	21
(3) 家庭や地域の教育力の向上 .....	23
基本目標3 安心して子どもを産み、育てることができる環境づくり .....	25
(1) 母子の健康の確保 .....	25
(2) 食育や思春期保健対策の推進 .....	27
(3) 援助を必要とする家庭への支援の充実 .....	28

基本目標4 子育てと仕事の両立ができる環境づくり .....	32
(1) 子育て支援サービスの充実.....	32
(2) 仕事と生活の調和の推進.....	33
基本目標5 子どもと子育てを支援する地域づくり .....	35
(1) 子育ち・子育てを支える地域づくり.....	35
(2) 子育て交流の促進.....	36
(3) 子育てネットワークづくり .....	37

## **第7章 支援事業計画 ..... 38**

1 教育・保育提供区域の設定 .....	38
2 幼児期の学校教育・保育 .....	38
(1) 幼児期の学校教育・保育の量の見込み.....	38
(2) 提供体制の確保の内容およびその実施時期（年度別、施設型給付・地域型保育給付別） .....	39
3 地域子ども・子育て支援事業（13事業） .....	41
(1) 利用者支援に関する事業（利用者支援）【新規】 .....	41
(2) 時間外保育事業.....	41
(3) 放課後児童健全育成事業 .....	42
(4) 一時預かり事業 .....	42
(5) 子育て短期支援事業（ショートステイ） .....	43
(6) 地域子育て支援拠点事業 .....	43
(7) 乳児家庭全戸訪問事業 .....	44
(8) 養育支援訪問事業 .....	44
(9) 病児・病後児保育事業 .....	44
(10) ファミリー・サポート・センター事業（就学児のみ） .....	45
(11) 妊婦健康診査事業 .....	45
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規事業】 .....	45
(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規事業】 .....	46
4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保の内容 .....	46
5 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保 .....	46
6 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県との連携 .....	46
7 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携 .....	46

## **第8章 計画の推進 ..... 47**

1 計画の推進主体と連携の強化 .....	47
2 計画の進行管理.....	47

# 第1章 計画策定の概要

## 1 計画策定の趣旨

近年、急速に進行する少子化や都市部を中心とする待機児童の増加など、家庭環境や地域における子育てをめぐる環境の著しい変化の中で、これらの変化に対応すべく子育て環境の整備が求められています。

そのため、国においては、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させ、次の世代を担う子どもたちが健全に成長できる社会を目指すこととしました。

平成27年度からこれらの法に基づく「子ども・子育て支援新制度」が開始されるにあたり、市町村を実施主体として幼児期の教育・保育の量的・質的確保及び地域における子育て支援の充実を図るために「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとなります。

野々市市では、これまで次世代育成支援対策行動計画（後期計画）において、「子どもを育てたい、育ててよかったです・のいち」を基本理念とし、市民、関係機関・団体、行政など多様な主体が協働で子どもの成長過程を総合的に支援する施策を推進してきました。

新制度への移行後も、この基本理念を継承しつつ、これまでの取り組みを適切に評価し、関係分野との連携を深めながら、より実効性の高い子ども・子育て支援の実施に向けたまちづくりを推進するための計画づくりを目指す必要があると考えます。

## 2 計画の位置づけ

### （1）法的位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法（平成24年8月成立）に基づき、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画であり、年度ごと、区域ごとの教育・保育サービス及び地域子育て支援事業の量の見込みと確保の方策を定める計画です。

### （2）関連計画との関係

この計画は、野々市市第一次総合計画の部門別計画であり、市の関連する地域福祉計画等の諸計画との整合性を図りながら作成しました。また、本計画は、次世代育成支援行動計画の後継として位置づけられています。

### **3 計画の期間**

平成27年度から平成31年度までの5か年の計画であり、今後、5年ごとに計画を作成します。なお、本計画に基づく施策の進捗状況について、年度ごとに点検・評価を行います。

### **4 計画の策定体制**

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第77条第1項に基づく「野々市市子ども・子育て会議」において、内容等の審議を行います。

### **5 計画の対象**

概ね18歳までの子どもをはじめ、その家族等を計画の対象とします。

## 第2章 野々市市の子ども・子育ての現状

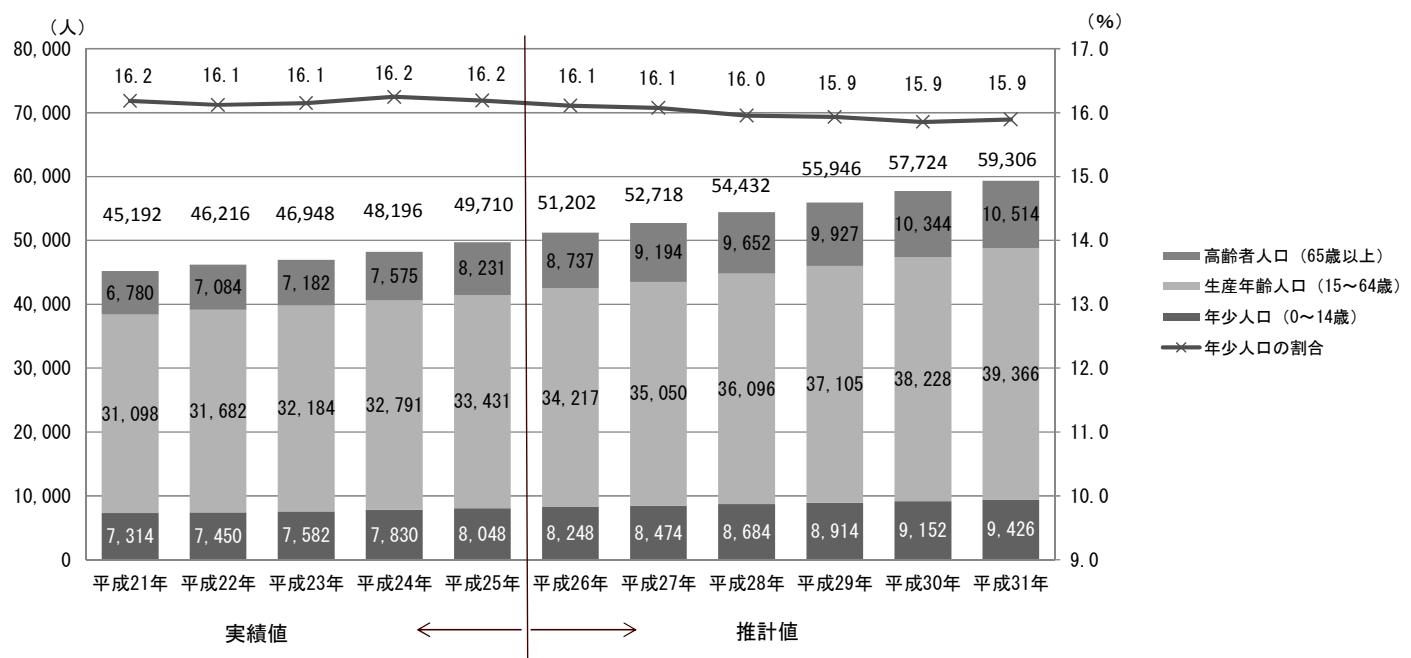
### 1 年齢3区分別人口、就学前人口の推移

#### (1) 年齢3区分別人口の推移

本市の人口は、平成21年以降において、増加傾向で推移しており、平成25年には49,710人となっており、そのうち、年少人口の割合はほぼ横ばいで推移しています。

今後においても、総人口は増加傾向で推移することが見込まれるなか、年少人口の割合は、わずかながら減少傾向で推移することが見込まれます。

年齢3区分別人口の推移

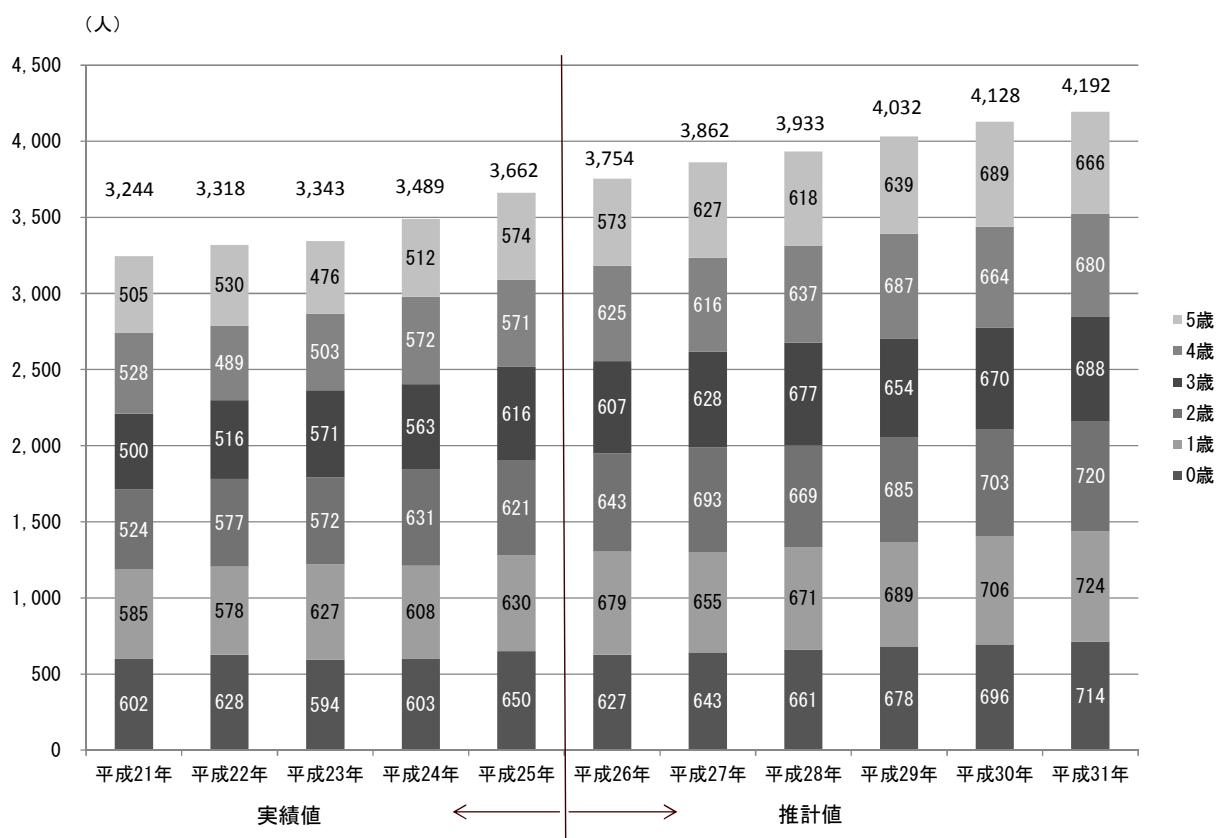


※各年4月1日現在。住民基本台帳データ。

## (2) 就学前人口の推移

本市の就学前人口の年齢別推移をみると、平成21年以降において増加傾向で推移しており、平成25年において3,662人となっており、今後においても、増加傾向で推移することが見込まれます。

就学前人口の推移



※各年4月1日現在。住民基本台帳データ。

## 2 市内の保育園及び幼稚園の設置状況及び利用状況

### 市内保育園の児童数の推移

年度	施設数	保育児童数		
		総数	3歳未満	3歳以上
平成 20 年度	11	1,503 人	498 人	1,005 人
平成 25 年度	13	1,870 人	712 人	1,158 人

### 市内幼稚園の園児数

年度	施設数	園児数
平成 20 年度	2	245 人
平成 25 年度	2	270 人

## 第3章 子育て支援施策の実施状況

次世代育成支援対策行動計画「子ども生き生きプラン」の進捗状況は以下のとおりであり、通常保育事業については、公立の定員数が減少である一方、私立の定員数の増加により、総じて増加傾向にあるほか、放課後児童クラブについては、クラブ数、利用者数ともに増加傾向で推移しています。

また、病後児保育事業については、利用者数の減少がみられており、利用状況等を踏まえ、目標事業量の設定を行うことが必要となります。

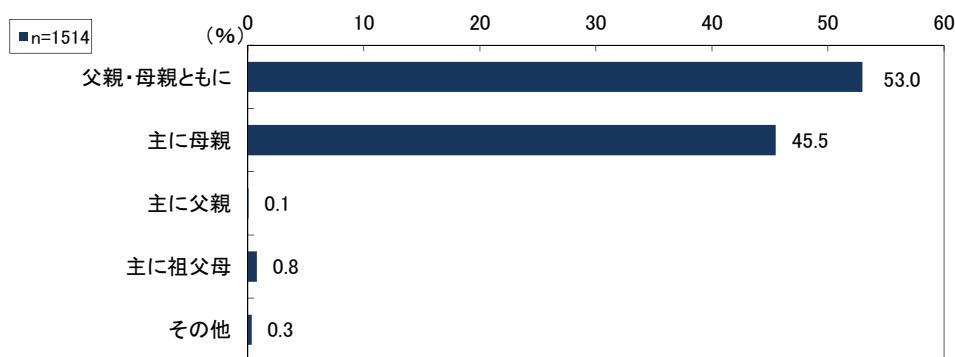
事業名	平成 21 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (目標事業量)
通常保育事業	私立の定員数	850 人	990 人	970 人
	公立の定員数	1,010 人	870 人	870 人
	定員数計	1,660 人	1,860 人	1,840 人
延長保育	利用者数	370 人	849 人	450 人
	施設数	12 か所	13 か所	13 か所
子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	利用者数	0 人	0 人	2 人
	施設数	1 か所	2 か所	1 か所
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	利用者数	5 人(26 日)	8 人(67 日)	8 人
	施設数	2 か所	2 か所	2 か所
休日保育事業	利用者数	-	35 人	48 人
	施設数	-	2 か所	2 か所
放課後児童クラブ	利用者数	460 人	502 人	540 人
	クラブ数	8 クラブ	11 クラブ	12 クラブ
病後児保育事業	定員数	7 人	10 人	10 人
	利用者数	329 人	301 人	-
	施設数	2 か所	3 か所	4 か所
病児保育	定員数	6 人	6 人	6 人
	利用者数	61 人	96 人	-
	施設数	1 か所	1 か所	1 か所
一時預かり事業	利用者数	2,609 人	2,777 人	3,000 人
	施設数	5 か所	6 か所	7 か所
ファミリーサポートセンター	活動件数	357 件	531 件	-
	施設数	1 か所	1 か所	1 か所
地域子育て支援センター	利用者数	25,899 人	30,819 人	-
	施設数	5 か所	6 か所	7 か所
児童館	施設数	3 か所	5 か所	5 か所
	年間利用者数	37,883 人	89,244 人	-

## 第4章 市民の子育て支援ニーズ

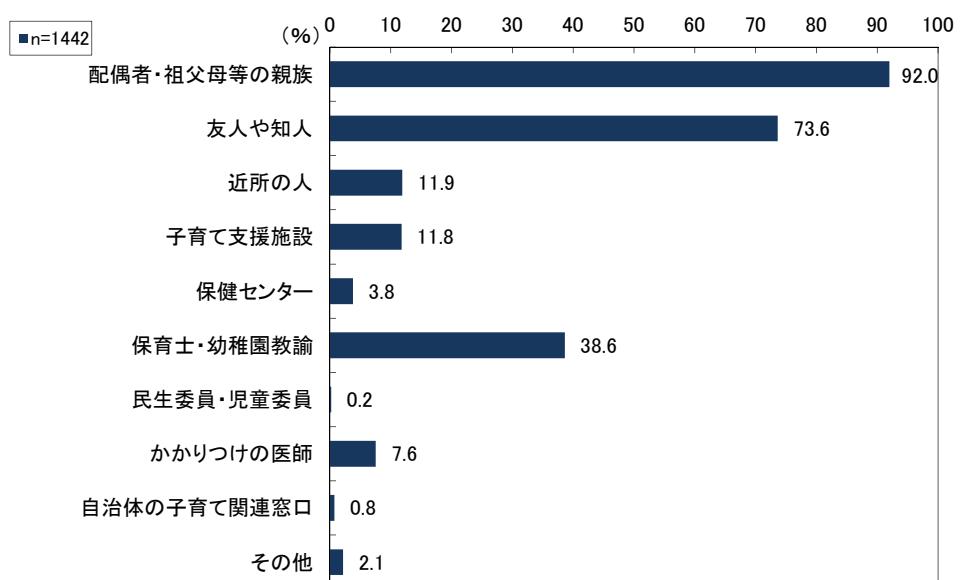
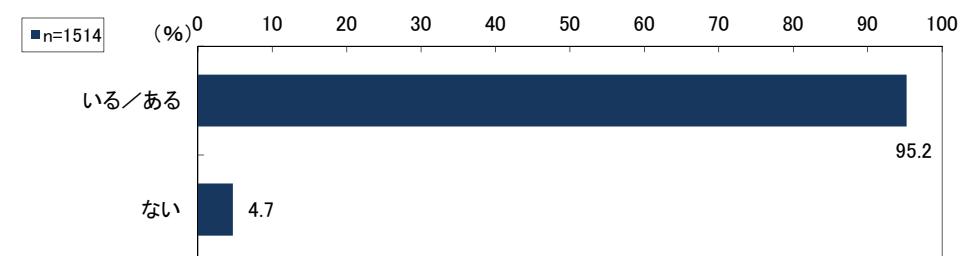
### 主なニーズ結果

#### ◎就学前児童

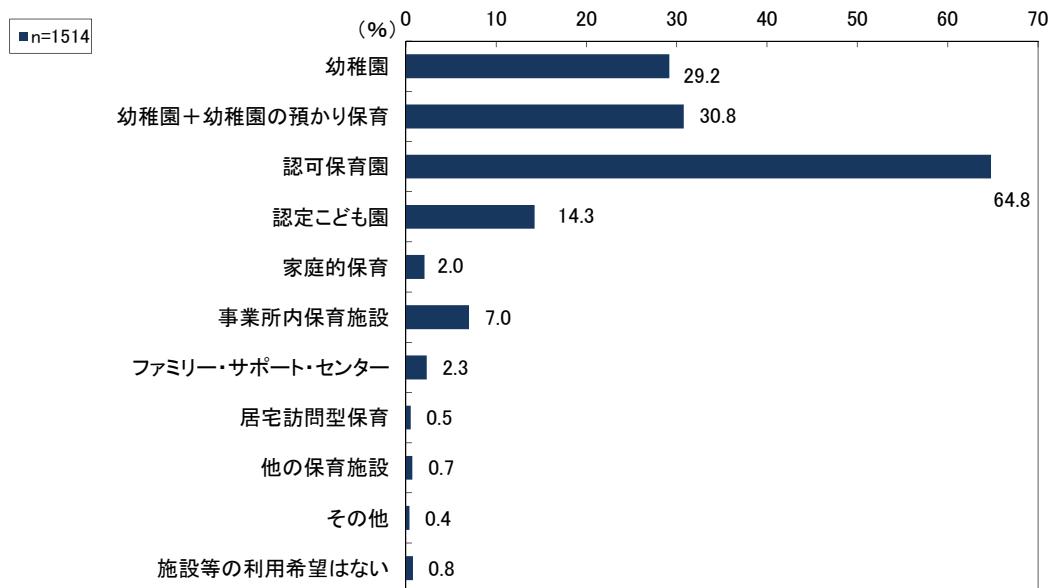
- ・子育てを主にしている人は「父親・母親ともに」が53.0%、主に母親が45.5%であり、父親の育児参加がみられるが、母親が主となっている家庭も依然として多い。



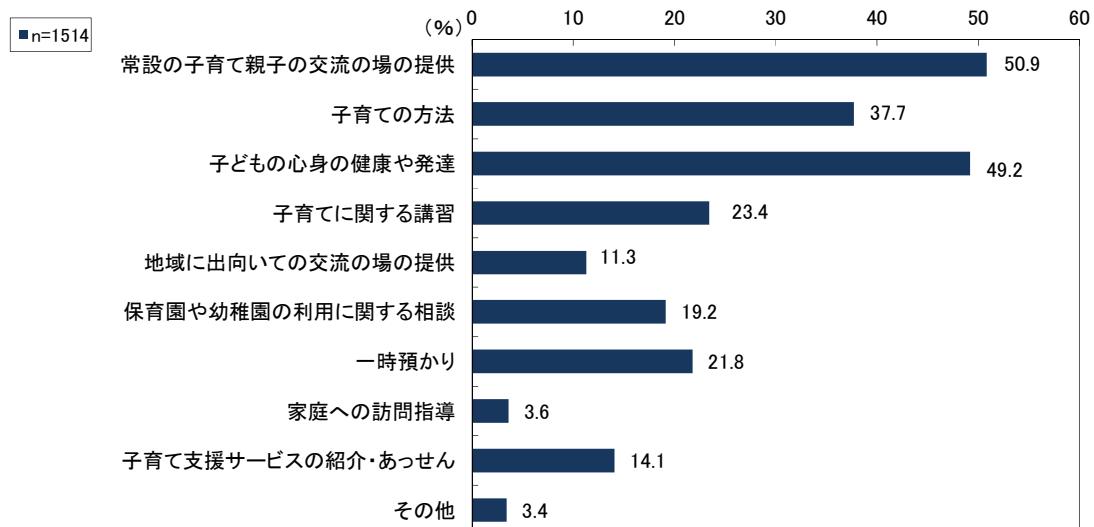
- ・子育てについて気軽に相談できる人について、95.2%が「いる／ある」と回答しており、相談先は「配偶者・祖父母等の親族」（92.0%）、「友人や知人」（73.6%）といった身近な人が上位にあげられている。



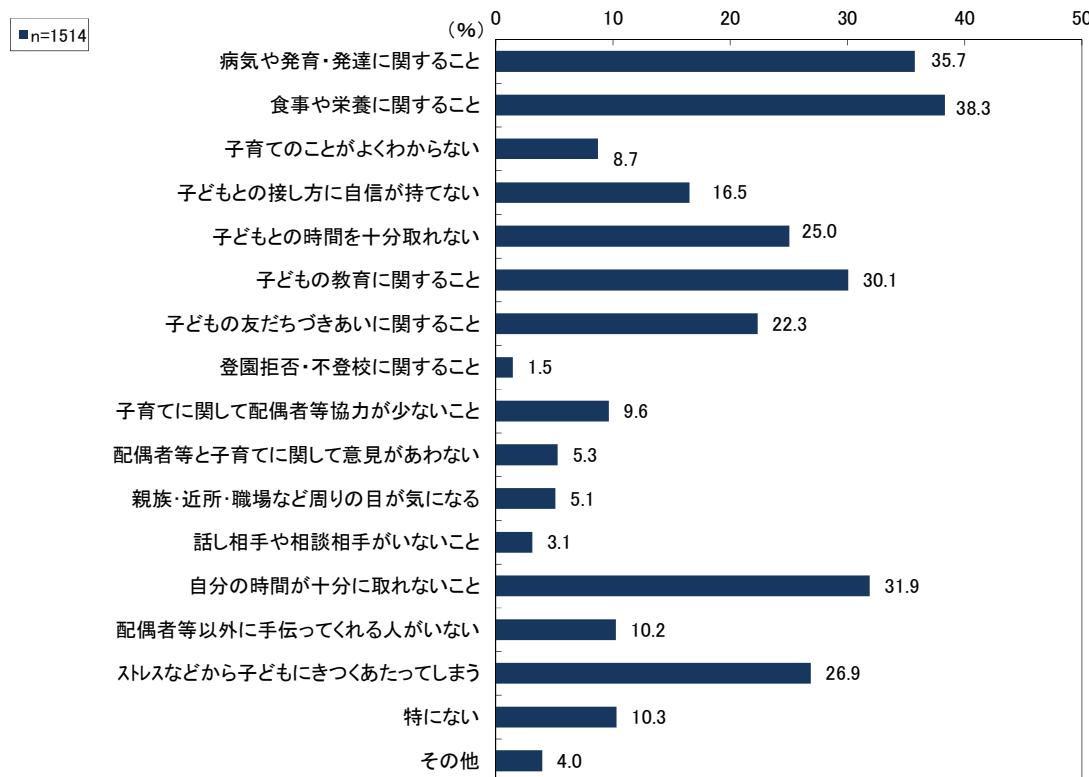
- 定期的に利用したい幼稚園・保育事業は「認可保育園」（64.8%）、「幼稚園十幼稚園の預かり保育」（30.8%）、「幼稚園」（29.2%）が上位回答。



- 今後利用したい子育て支援サービスについては、「常設の子育て親子の交流の場の提供」（50.9%）、「子どもの心身の健康や発達」（49.2%）、「子育ての方法」（37.7%）が上位回答。

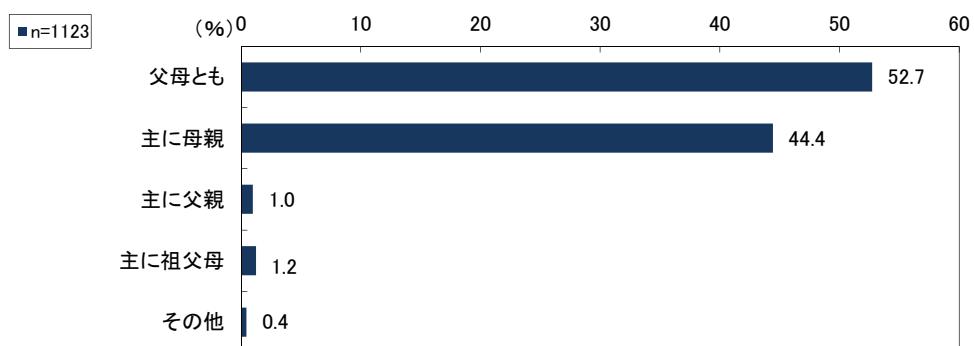


- ・子育てに関する悩みについては、「食事や栄養に関するここと」(38.3%)、「病気や発育・発達に関するここと」(35.7%)、「自分の時間が十分に取れないこと」(31.9%)が上位回答。

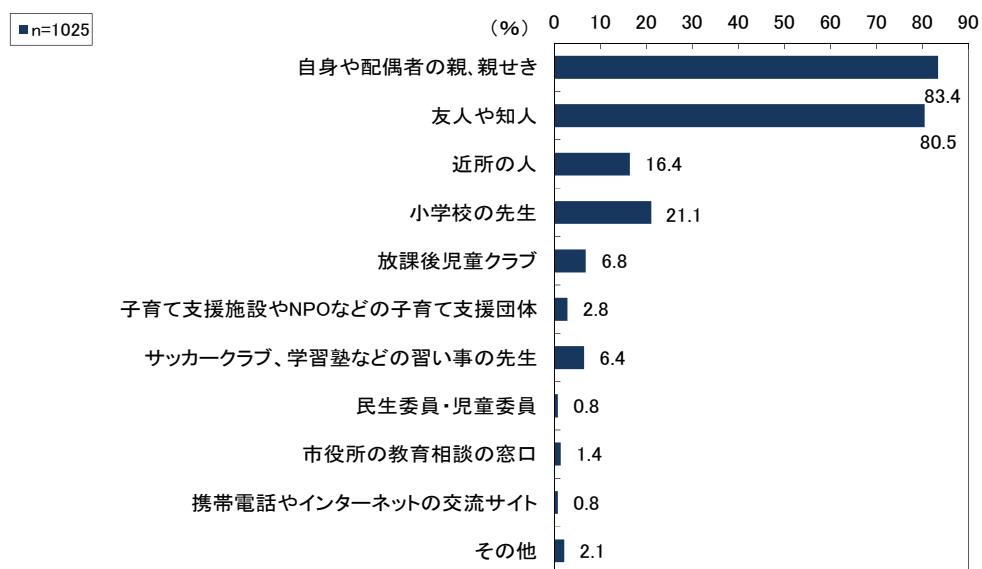
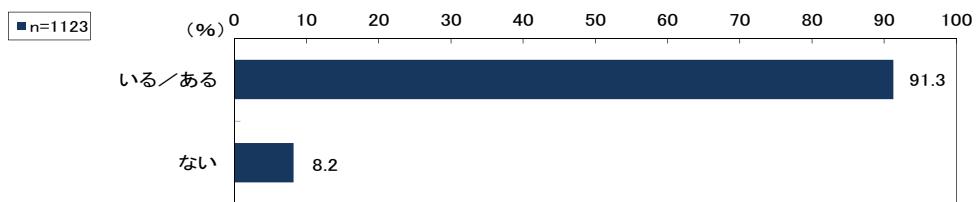


## ◎小学生

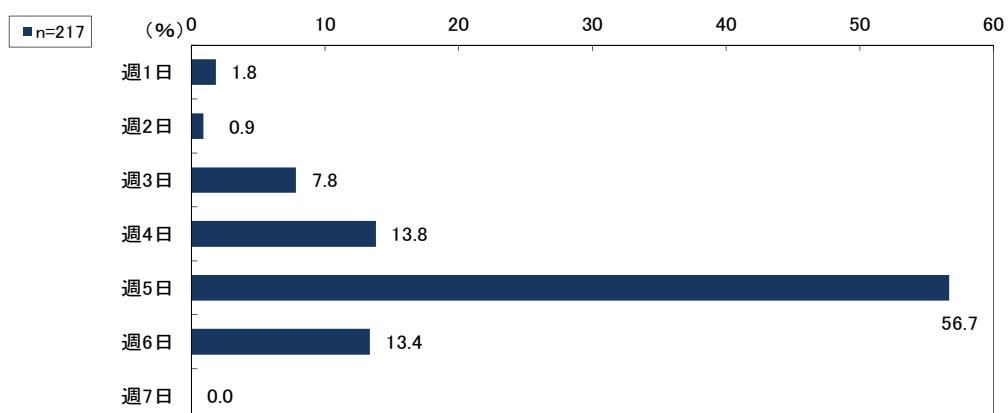
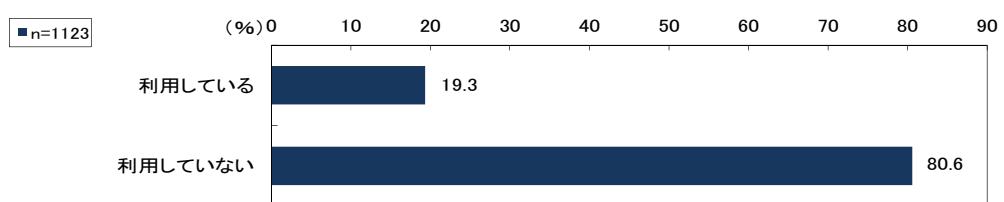
- ・子育てを主にしている人は「父母とも」が52.7%、「主に母親」が44.4%であり、就学前児童と同様に、父親の育児参加がみられるが、母親が主となっている家庭も依然として多い。



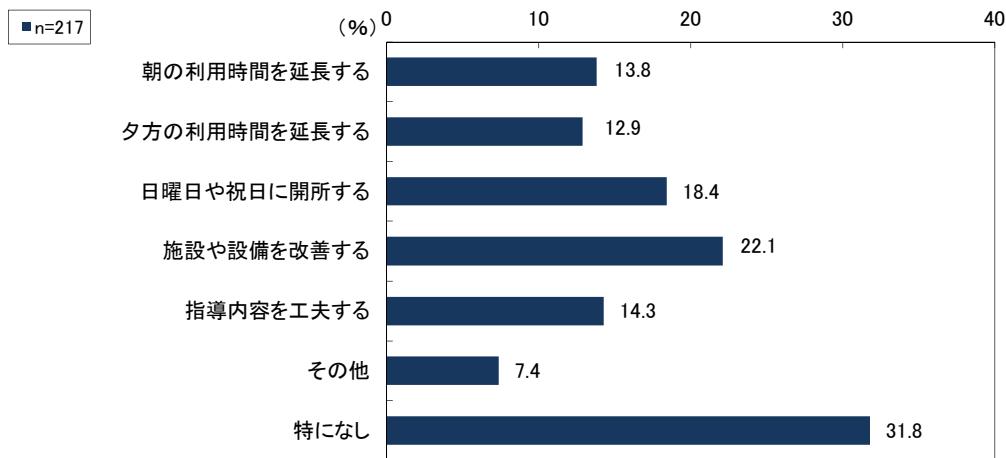
- ・子育てについて気軽に相談できる人について、91.3%が「いる／ある」と回答しており、相談先は「自身や配偶者の親、親せき」（83.4%）、「友人や知人」（80.5%）といった身近な人が上位にあげられている。



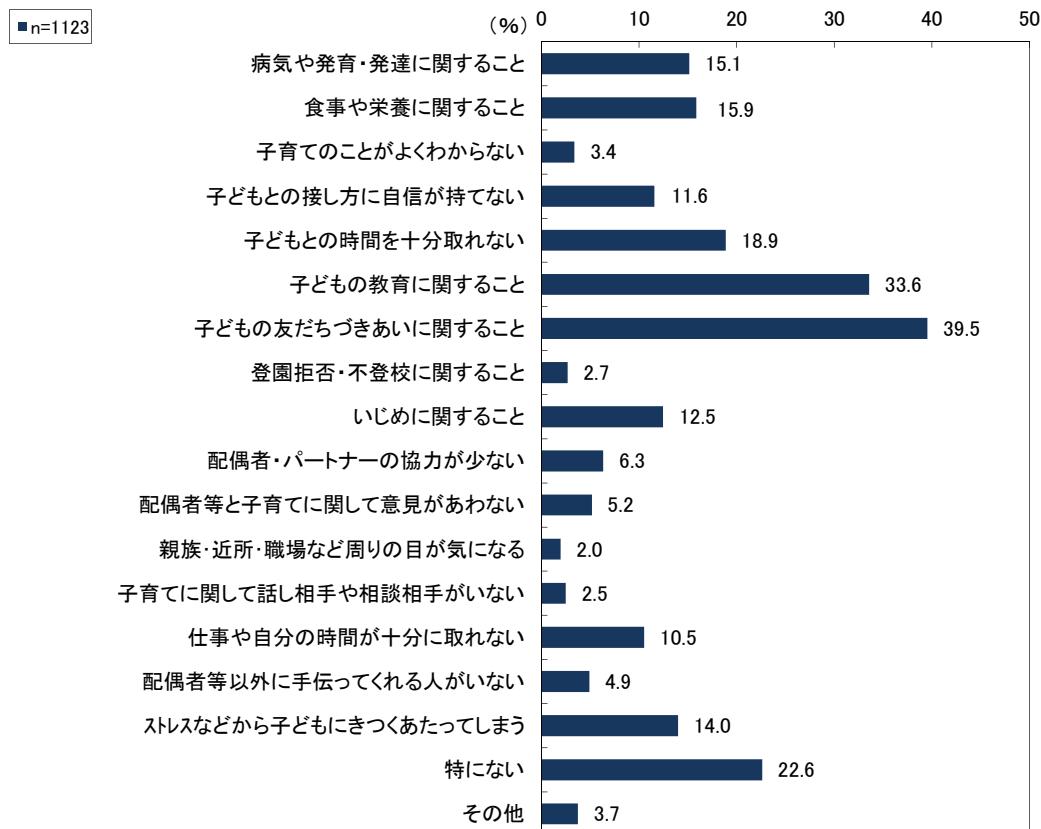
- ・放課後児童クラブの利用状況については、80.6%が「利用している」と回答しており、「週5日」の利用が56.7%にのぼる。



- 放課後児童クラブに希望することとしては、「特になし」が31.8%と最も多くなっているが、具体的には「施設や設備を改善する」（22.1%）、「日曜日や祝日に開所する」（18.4%）、「指導内容を工夫する」（14.3%）があげられており、ハード面の整備や多様化するニーズへの対応が求められている。



- 子育てに関して悩んだり気になっていることについては、「子どもの友だちづきあいに関するここと」（39.5%）や「子どもの教育に関するここと」（33.6%）が上位回答となっており、就学前児童の悩み事の上位回答とは異なる。



## 第5章 計画の基本的な考え方

### 1 基本的な考え方

急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、子ども・子育て支援施策を推進し、すべての子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指す。



野々市市の子ども・子育て支援、次世代育成のための「マスターplan」

### 2 基本理念

次世代育成支援行動計画（後期計画）の基本理念

「子どもを育てたい、育ててよかったです・のいち」



**(案) 次代を担う子どもの幸せと、子育てしやすい環境づくりを、地域が一体となって育むまち、のいち**

本市ではこれまで次代を担う子どもが健やかな育ちと子育てを支えるための環境づくりやこれから親になる世代が安心して子どもを生み、育てることができる「子どもを育てたい、育ててよかったです・のいち」を地域が一体となって推進していくことを目指して総合的に子ども・子育て支援を推進してきました。

この計画では基本理念に「次代を担う子どもの幸せと、子育てしやすい環境づくりを、地域が一体となって育むまち、のいち」を掲げ、子ども・子育て支援を推進することとします。

### 3 基本目標

#### 基本目標1 子どもの人権と尊重と安全・安心な環境づくり

児童虐待の早期発見、早期対応など、関係機関や専門家との連携により、一人ひとりの人権が尊重される環境づくりを進めるとともに、犯罪や事故などから子どもを守るために、関係機関や地域住民等との連携による見守り活動などにより、安全・安心な環境づくりを目指します。

#### 基本目標2 子どもが心豊かにたくましく育つ環境づくり

子どもの心身の健やかでたくましい成長に資する教育環境づくり、次代の親が子育てに喜びを感じ、子育てに真剣に取り組める環境づくり、放課後における子どもの安全な居場所の確保などにより、子どもが心身ともに豊かにたくましく育つ環境づくりを目指します。

#### 基本目標3 安心して子どもを産み、育てることができる環境づくり

安心して妊娠・出産し、子どもが健やかに育つように支援し、母子保健に関する施策や小児医療体制の充実を目指します。

障害のある子どもを養育している家庭やひとり親家庭等特別な支援を必要とする家庭等に対して関係機関と連携し適切な支援を提供します。

#### 基本目標4 子育てと仕事の両立ができる環境づくり

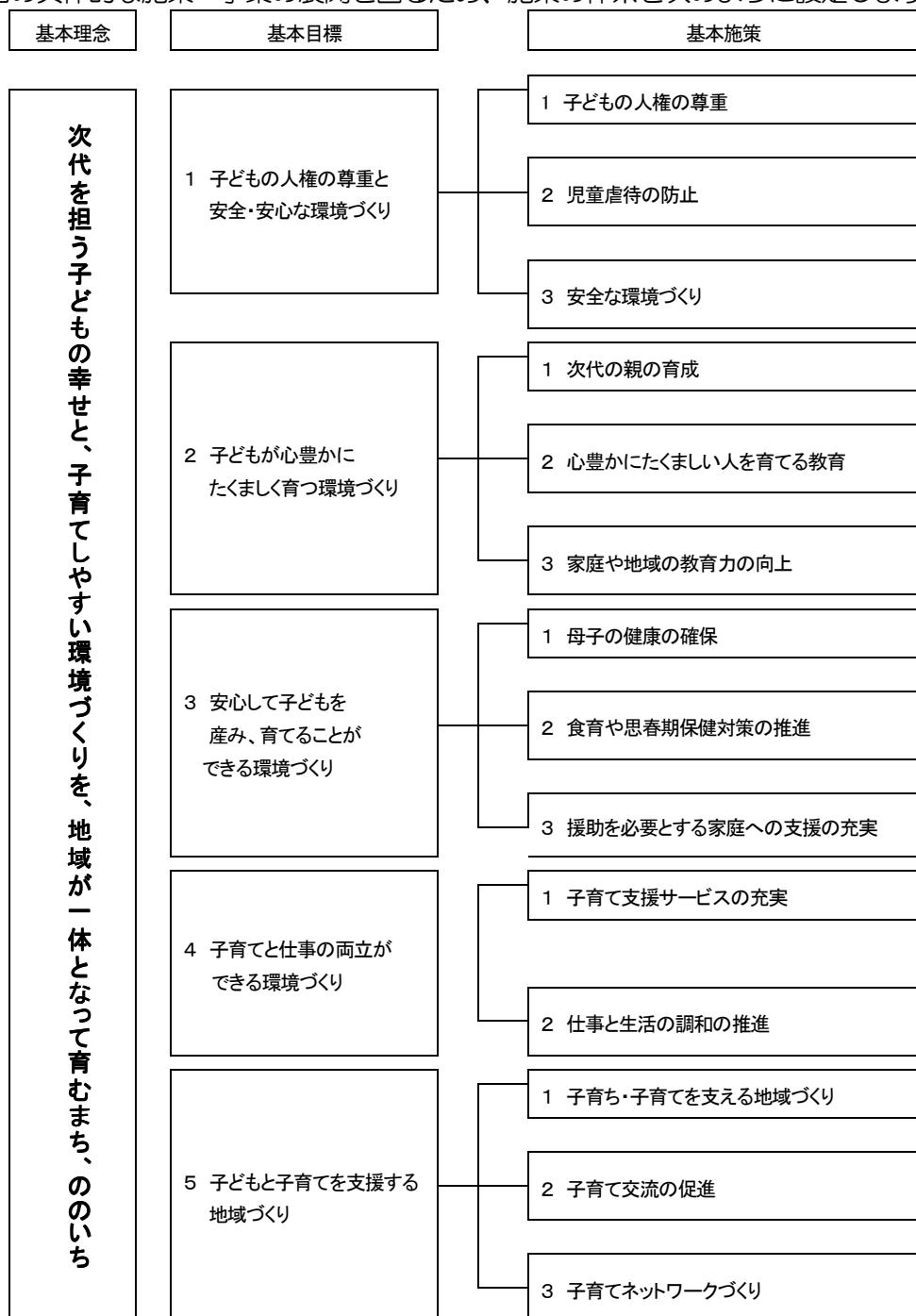
父親と母親がともに協力して子育てに取り組み、子育てと仕事とのバランスが保てるよう、ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及に努め、多様な働き方の実現および男性を含めた働き方の見直しを推進するとともに、保育・教育の多様なニーズに対応する子育て支援サービスの充実により、仕事と子育ての両立を支援します。

#### 基本目標5 子どもと子育てを支援する地域づくり

子育て世代が孤立して悩みを抱え込まないよう、市内で活躍する様々な子育て支援グループや施設間のネットワークを強化・連携するとともに、子どもの躍動する姿や笑顔があふれのような環境を構築するため、親子の交流機会の活性化などによる地域における子育ち、子育てを積極的に支援します。

## 4 施策体系

計画の具体的な施策・事業の展開を図るため、施策の体系を次のように設定します。



## 5 重点施策

基本理念を実現するために、計画の基本目標・施策の体系に基づいて効果的・効率的な施策の実行をめざしますが、本計画の5年間で、体系の枠組みを超えて横断的に取り組む必要がある課題や優先性の高い施策を重点施策として設定します。

### ① 教育・保育の一体的な提供の推進

○子どもの育ちの観点を大切に考え、子どもが健やかに育つよう教育・保育機能の充実と施設整備を一体的に捉えた環境の整備を進めます。

○幼児期の教育・保育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、教育・保育の一体的な運営の推進を図ります。

○保護者の選択に基づき、多様な施設または事業者から教育・保育を受けられる提供体制の確保が必要であることから、保護者の就労状況のみならず、子どもの教育・保育施設の利用状況等にも配慮しつつ、柔軟に子どもを受け入れるための体制を構築します。

### ② 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保

○子どもや保護者が、幼稚園、保育園、認定こども園、小規模保育等以外にも、ファミリー・サポートセンター、一時預かり、病児・病後児保育、放課後児童クラブ等、地域子ども・子育て支援事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、これらの事業の量的拡大を図り、子育てと仕事の両立を支援します。

### ③ 要保護児童等への支援

○子育てをめぐる環境や生活環境の変化等から、いじめや不登校、児童虐待が社会問題となっており、専門機関と連携を図りながら、子どもが安全に育つ環境整備体制の充実を図ります。

○子どもが出生後に、安全・安心な環境で育つことができるよう、保護者の育児、家事等の養育能力を向上するため、母親の妊娠・出産・育児期から継続的な支援の充実に努めます。

○児童虐待への対応については養育支援事業を活用して、子どもへの虐待の発生予防を行うほか、早期発見・早期対応に努めます。

児童相談所等の関係機関との連携を強化するとともに、職員のスキルアップに努めます。

④ その他援助を必要とする子どもへの支援

○障害のある子どもや保護者への対応については、身近な地域で安心して生活できるように支援を継続するとともに、健全な育成をめざし、受け入れ施設・枠の確保、関係機関の連携や相談体制の強化を図ります。

○ひとり親家庭が増加しているため、社会的な支援を必要とする子どもや保護者に対する支援を引き続き推進します。

⑤ 地域における子育て支援機能の向上

○地域における子育て家庭を支援するための取組を進めるため、幼稚園、保育園、認定こども園、子育て支援センター、地域の団体、ボランティア団体等と連携を図り、地域で子育て関連団体のネットワークの強化を図ります。

○子育て関連情報をわかりやすく提供し、子育て支援に対する総合的な相談及び案内に応じ、専門相談員の配置を行うよう利用者支援事業を実施します。

## 第6章 施策の展開

### 基本目標1 子どもの人権の尊重と安全・安心な環境づくり

#### (1) 子どもの人権の尊重

##### 【現状と課題】

いじめ、虐待などの子どもの人権にまつわる問題には、社会の複雑な問題が絡み合っていることが多いことから、日常的な人権教育の充実に加え、子どもが安心して相談できる場の確保や、地域社会の中で問題を抱えている家庭の早期発見など、子どもの人権を擁護する取り組みが求められています。

また、すべての子どもの人権を尊重する上で、障害のある人もない人も、共に生きる社会を築き上げるために、幼少期から共に学び、共に育つ教育に取り組むとともに、障害に対する正しい理解と認識を深める啓発を行うことも重要です。

##### 【施策の方向】

子どもも大人も社会を構成する市民であり、生命と自由を確保し幸せに生きる権利を持つ主体であることを、市民が広く理解・認識できるように、子どもの基本的人権の尊重について意識啓発を進めます。

また、子どももお互いに尊重し合い、自分と相手の命を大切にできるように、小さい時から家庭や地域、教育・保育機関等と一体となって人権教育を進めます。

さらに、いじめについては、平成25年6月28日公布の「いじめ防止対策推進法」に基づく、各学校等で策定する「いじめ防止基本方針」に基づき、実情にあった対応に努めます。

##### 【主な取組】

施策・事業名	事業内容
子どもの人権に関する意識啓発	
子どもに対する人権尊重の意識づくり	
子どもに関する相談・支援体制の充実	

## (2) 児童虐待の防止

### 【現状と課題】

近年、児童虐待が大きな社会問題になっています。子どもの虐待を防止するためには周りの大人の関心が重要であり、そのために発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な対策を講じるとともに、福祉関係者のみならず、医療、保健、教育、警察などの地域における関係機関の協力体制の構築が不可欠であり、その体制づくりを図る必要があります。本市では、平成25年度、児童・高齢者・障害者の虐待及び配偶者の暴力に総合的に対応するため「野々市市虐待防止等協議会」を設置し、児童に対する虐待防止とその早期発見に努めるため、関係機関相互のネットワークづくりを中心に児童虐待防止に向けた取り組みを行っています。また、地域における障害のある子どもの総合的な支援体制として、養育している家庭に、身体的・精神的健康の増進と社会参加の促進を図る取組みも行っております。

### 【施策の方向】

子どもに対する虐待を未然に防止するため、児童虐待防止等ネットワークの充実を図るとともに、育児不安を抱える親などに対する相談活動の充実、虐待を見聞きした際の通報の徹底等について広報・啓発していきます。

### 【主な取組】

施策・事業名	事業内容
「野々市市虐待防止等協議会」設置	児童虐待の防止と早期発見、早期対応に努めます。
オレンジリボンキャンペーン	平成16年度から、児童虐待防止法が施行された11月を「児童虐待防止推進月間」と定め、児童虐待防止のための広報・啓発活動などの取り組みをしています。

## (3) 安全な環境づくり

### 【現状と課題】

子どもを安心して育てられ、ゆとりある快適な暮らしを送るためにには、まち全体としても良好な居住環境の整備に取り組んでいく必要があります。本市は、近隣市町からの車の流入が多いため、子どもや子どもをつれた人たちが安心して利用できる身近な道路環境が必要であるという考え方から、本市地区において「くらしのみちゾーン」の整備を行っています。また、子どもからお年寄りが利用できる安心・安全な遊び場を確保するとともに、子育て家庭の快適な生活環境の創造に向けて、身近な公園の整備に努めています。

また、近年、子どもが交通事故や犯罪に巻き込まれる事件も後を絶ちません。子どもを交通事故や犯罪等の被害から守るために、地域と連携して対策を展開していくことが必要であり、子どものかけがえのない命を守るために、市では、交通安全協会や交通安全推進隊、白山警察署など関係機関、団体と共に事故や犯罪の抑止に向けてさまざまな取組を行っています。また、子どもの事故防止活動を実施し、子どもが安全に育つ環境を整えるための推進をしています。

#### 【施策の方向】

子どもを交通事故から守るため、道路の危険カ所の改修と交通安全施設の整備を進めるとともに、警察をはじめ幼稚園、保育園、学校、関係機関、市民等が協力し、交通事故防止対策を推進します。

また、子どもを犯罪等の被害から守るため、保護者や地域団体等と連携し、通学路等の防犯パトロール活動などによる子どもの見守りの強化に努めます。

さらに、大規模地震災害時に適切に対応できるよう、学校における防災教育や訓練、地域における避難訓練等防災体制の確立を進めます。

#### 【主な取組】

施策・事業名	事業内容
「くらしのみちゾーン」の整備	近隣市町からの車の流入が多いため、子どもや子どもをつれた人等が安心して利用できる身近な道路環境が必要であるという考え方から、道路整備を行っています。
公園の整備	子どもからお年寄りがともに利用できる安心・安全な遊び場を確保するとともに、子育て家庭の快適な生活環境の創造に向けて、身近な公園の整備に努めています。
コミュニティバス「のっティ」	環境負荷の低減、高齢化社会への対応、まちのにぎわいづくりの観点から運行を開始し、地域の身近な足として定着していますが、ルートについては本格運行化に向けて検討中です。
自転車安全利用推進事業（自転車りんりんマナーアップキャンペーン）	①自転車ルールやマナー向上を啓発する街頭指導の実施②小中学校自転車教室の開催③広報啓発活動
幼児交通安全教室	①「ペンギンさんとまれ」(隔年実施) 保育園周辺の横断歩道などの危険箇所の手前に「ペンギン絵柄入りとまれ」シールを貼ることにより、左右の安全確認をうながし、園児の交通事故防止を図ります。②「幼児交通安全教室」園児が交通事故に遭わないようにパネルシアターや模擬横断歩道などを使い幼児教室を実施しています。

ランドセルカバー贈呈事業	
通学路街頭指導	交通安全運動期間中や毎月1日、15日の交通安全日など、通学路の交差点にて街頭指導を実施しています。
新入学交通安全教育	就学前の児童を対象に、交通安全教室を実施しています。
防犯対策事業	①子ども見守り隊による通学路の監視②防犯情報メール配信（希望者へ）③中学校・高校における自転車盗難防止キャンペーンの実施④青色街灯設置の推進⑤い・か・の・お・す・しの推進
AED(自動体外式除細動器)設置	幼保小中学校などの公共施設にAED（自動体外式除細動器）が設置してあります。また、全市立保育園においては、保育士全員が普通救命講習Ⅱを受講し、万が一、誰かが突然倒れた場合にはAEDを活用して救命できる体制を整えています。
事故防止教育	乳幼児健康診査や相談等で家庭内の事故防止パンフレットを配布し、子どもの事故防止に関する知識の普及や教育を実施しています。
スクールバス	学校から遠方に居住する児童は、これまで路線バスや市福祉バスによる通学を行っていましたが、さらに安全で快適に登下校できることを目的に、平成20年度から民間バスを借り上げて専用のスクールバス運行を実施しています。

## 基本目標2 子どもが心豊かにたくましく育つ環境づくり

### (1) 次代の親の育成

#### 【現状と課題】

近年、育児に関わった経験もなく親となり、子どもとどのように接したらよいのかわからないといった、育児に不安をもつ親が増えています。親子のきずなを深めるために、「親」であるとの自覚を持ち、『あらゆる教育 の根幹は家庭にある』という家庭教育の重要性を認識し、子どもを産み育てることの意義や喜びを理解しながら、子どもとふれあうことができる環境づくりが必要です。

#### 【施策の方向】

各関係機関が連携を図りながら、妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援を目指していきます。子どもの発達段階に応じて家庭教育に関する学習機会や情報の提供を行います。

#### 【主な取組】

施策・事業名	事業内容
ブックスタート事業	絵本の読み聞かせは「ことばで育む親子のきずなづくり」として、乳児と保護者があたたかく楽しいひと時を過ごすことを目的に、7ヶ月児健康相談の際に啓発活動を行っています。
「家庭の日」の推奨	毎月第3日曜日を「家庭の日」と定め、家庭の大切さや家庭の役割を考える機会を推奨しています。
「ノーテレビ」の推奨	平成16年度から、テレビに育児を任せないで、親子のきずなを深めるため毎月第1水曜日に推奨しています。
「ノーテレビ・ノーゲームデー」の運動推奨	ゲームを含めたメディアの悪影響から少しでも子どもを遠ざけるため、平成19年9月から毎月第1水曜日に運動の推奨をしています。
家庭教育推進事業	子育て中の親に対して様々な機会を活用して学習機会を提供し、家庭教育の推進を図ります。

### (2) 心豊かにたくましい人を育てる教育

### 【現状と課題】

これからの学校教育は、変化の激しい社会を生きるために、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力の知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育てることが求められています。市では基礎的な知識・技能の習得と、自ら学び、主体的に判断・行動し、よりよく問題解決する資質や能力を伸ばすため、野々市市教育委員会が学校教育研究推進校を指定しています。学校教育研究推進校は、新学習指導要領のねらいを一層実現し、特色ある教育・学校づくりを推進するために実践研究に取り組んでいます。

### 【施策の方向】

市では、知・徳・体のバランスのとれた子どもたちの育成を目指すとともに、地域に根差した開かれた学校づくりを推進していきます。また、野々市市教育センターにおける教員研修の充実や、各種主任等の研修会などを実施することで、教育内容の充実と指導方法の改善を目指すとともに、教員の指導力の向上を推進していきます。

### 【主な取組】

施策・事業名	事業内容
野々市市指定学校教育研究事業	学校を単位として、児童生徒の実態等をもとに研究主題を設定して実践研究に取り組み、児童生徒の基礎的な知識・技能の習得と、自ら学び、主体的に判断・行動し、よりよく問題解決をする資質や能力を伸ばすことを目指します。
特色ある学校づくり支援事業	各学校自らの創意工夫により、特色ある学校教育を推進し、魅力ある学校づくりを目指します。
教育センター研修事業	教育内容の充実と指導方法の改善を目指すとともに、教員の指導力の向上を推進しています。
教育国際交流事業	中国広東省深圳市にある深圳小学校と野々市小学校が 1985 年に友好国際関係を結び、2010 年で 25 年目になります。日本に近いアジアの国での国際交流を図ることで、野々市市の子どもたちの国際的感覚が磨かれること、友好の絆が深まっていくことを目的にしています。
ギズボーン市学生友好訪問団受入事業（中学生海外派遣事業）	平成 2 年にニュージーランドギズボーン市と姉妹都市提携をし、平成 4 年から中学生海外派遣事業を実施。交互に学生を派遣、交流を行っています。異文化に触れ、国際感覚を身につけ、友好の絆が深まっていくことを目的

	としています。
中学生の職場体験事業「わくワーク」	将来の社会を担う子どもに自立や社会参加を促す教育活動の一環として、望ましい社会性や勤労観、職業観を中学生に身に付けさせるための体験学習です。
中学校部活動外部指導者充実事業	地域の専門指導者を招いて、部活動の充実に努めています。
学校評価及び学校公開推進事業	学校評議員制度、学校公開、学校から地域への情報発信など、地域に開かれた学校づくりを進めます。
小中学校の施設整備	菅原小学校地震補強等工事 野々市小学校施設整備事業 御園小学校屋内運動場地震補強等工事 野々市中学校屋内運動場地震補強等工事 富陽小学校増築等工事
幼保小中が連携した教育の推進	幼稚園と保育園のそれぞれの特性を活かしつつ、地域や保護者の多様なニーズに応えるとともに、幼保の連携だけでなく、幼児教育・保育から小学校教育へのスムーズな移行、小学校教育から中学校教育へのスムーズな移行を進めるために、それぞれの連携を深め、課題への迅速な対応と子どもの健やかな発育の促進に努めます。幼年期から青年期まで一貫した教育の推進を図るため、生徒指導連絡協議会を設置し、保育園・幼稚園から高校までの教職員が連携して効果的な生徒指導と家庭教育支援を行っています。また、授業公開、交流などを通して、職員の校種間交流を推進しています。

### (3) 家庭や地域の教育力の向上

#### 【現状と課題】

地域社会における子ども同士の遊びを通した成長を図るために安全な地域づくりと、それを見守る地域住民の連帯が必要です。こうした取組を具体的に進めるために、学校外でのスポーツ活

動や自然体験、ボランティア活動、文化・芸術活動に参加する機会の増加を図り、個性や可能性を伸ばすことが重要です。また、青少年健全育成団体と住民が連携し、一丸となっての浄化活動・健全育成支援が必要になっています。また、地域のスポーツ環境の整備や子どもたちの体験活動の充実等を図ることにより、地域の教育力を向上させていく取組が求められています。

#### 【施策の方向】

青少年の非行防止活動や、障害のある子どもも含めた子どもの居場所づくりによる学校・家庭・地域が一体となった地域ぐるみの子どもの育成を推進していきます。また、今後も健全育成活動の継続実施に努めるとともに、活動へのより多くの住民参画を促し、地域社会全体で子どもたちが健やかに育つ環境づくりを進めます。

#### 【主な取組】

施策・事業名	事業内容
校外育成活動の充実	地域の協力を得ながら青少年の健全 育成を図る事業を行っています。
じょんから KIDS	市の伝統文化である「野々市じょん から節」をはじめとする演奏活動を 通して、地域の人々との交流を深め ながら、豊かな心を育むことを目的 に設立されました。
児童館	乳幼児を持つお母さんや子どもたち が、自由 に利用できる施設です。季 節ごとの行事やみ らい子育てネット（母親クラブ）・子供クラブ の活動 を行っています。
図書館	図書の貸出、図書館情報の提供、移 動図書館 車の運行を行い、子どもた ちが身近に読書を 親しめる環境をつ くります。ブックスタート やおはな し会を実施して、乳幼児と保護者に 読書の大切さや楽しさを伝えます。子どもの 読書にかかる人や関連施 設の活動を支援 します。
放課後児童クラブ	保護者が労働等で専門家庭にいない 児童に、 授業の終了後や土曜日、長 期休暇中に遊びと 生活の場を提供 し、児童の安全と健やかな成 長を支 援するところです。
放課後子ども教室	放課後の児童の安全・安心な居場所 づくりの ため、公共施設を活用し、地域の人たちや保 護者等のボラン ティアによる協力の下、さま ざまな 体験活動を行っています。子どもと 地域の人々との交流を深めるために 実施し ています。

## 基本目標3 安心して子どもを産み、育てることができる環境づくり

### (1) 母子の健康の確保

#### 【現状と課題】

子どもや母親の健康の確保は重要な課題であり、妊娠・出産から育児へと総合的・継続的な母子保健施策の充実が求められています。市では、妊産婦及び乳幼児に対し、適切な時期に応じた学習機会を提供しています。既往歴等のあるハイリスクな妊婦に対しては、健診・教室・相談の支援の他に保健師・助産師・栄養士等による訪問指導も行なっています。

小児医療は、安心して子どもを産み、健やかに育てるための基盤となるものであり、救急医療も含めた対応が求められています。

#### 【施策の方向】

健康に過ごすために母子健康診査、訪問指導や保健指導等の充実に努めます。また、救急医療が必要な場合に適切に救急医療を受けることができるよう日頃からの適切な受診について情報提供を行うとともに医療機関と連携を図りながら休日や夜間救急医療の体制の充実を図りながら休日や夜間救急医療の体制の充実を目指します。

#### 【主な取組】

施策・事業名	事業内容
母子健康手帳の交付	母子保健法に基づき母子健康手帳を交付します。この手帳は、予防接種や健診時の記録として健康管理に利用できるものです。
プレパパママクラス	妊娠中や産後の体の変化や生活について学び、安心して出産が迎えられるよう学習する場としています。
妊産婦健康診査（里帰り健診費用助成）	妊婦一般健康診査費用 14 回分を公費負担することにより積極的な受診を促しています。里帰り等の県外での健診費用の助成もしています。
妊産婦・新生児・訪問指導事業 こんにちは赤ちゃん事業	母子健康や子育て支援に関する情報の提供や養育環境等の把握を行う。
7ヶ月児相談・10ヶ月児相談	子どもの発達に応じた育児力の形成を支援するため相談事業を実施しています。
乳幼児健康診査（4ヶ月児・1歳児6ヶ月・3歳児）	子どもの身体と心の成長をみて、保護者と一緒に育児を考えていきます。 乳幼児の健やかな成長・発達を目指し、疾病・

	異常の早期発見や育児支援を行っています。
予防接種事業	重症化の恐れがある感染症の発生及び蔓延を予防するために予防接種を実施しています。
歯科保健指導事業	歯科疾患の予防や早期発見・早期治療のために子どもの発達に応じ、各相談、健診事業において歯の衛生に関する知識を情報提供し、歯科衛生士によるブラッシング指導を行っています。 妊婦中からできる赤ちゃんの虫歯予防についてプレパパママクラスで学習しています。 歯の健康フェスタを実施し、フッ化物湿布、相談等を行っています。
休日当番医	休日の緊急疾病等に対し、応急医療を行っています。
小児救急に関する情報提供	子どもの急な疾病に家族が日頃対応できるよう「子どもの救急」の配布や「夜間小児救急電話相談」の情報提供を行っています。
保育園食育事業	「子から親へ」食生活の大切さを伝えることを目的として『朝食内容の充実』をテーマに年長児を対象に地元生産者の講話や栄養士によるエプロンシアター、食生活改善推進員の三色栄養の講話、朝食メニューのクッキング等を実施しています。
食育推進事業	食育推進計画を策定し、実施しています。食生活改善推進員が講師となり年長児を対象に地元生産者の講話や栄養士によるエプロンシアター、食生活改善推進員の三色栄養の講話、朝食メニューのクッキング等を実施しています。

## (2) 食育や思春期保健対策の推進

### 【現状と課題】

野々市市健康増進計画の資料より石川県全体と比較すると朝食の欠食率が高く、1歳6ヶ月健診及び3歳児健診での聞き取りでも朝食を食べている子どもの割合が低いという実態があります。食事内容を見ると三色栄養素の緑の食品である野菜類が少ない傾向が見られます。3歳児健診では肥満に該当した子の朝食でも、穀類と乳製品の組み合わせが多く、野菜食の子の割合が低いことが分かりました。また、小学校1年生から中学3年までの身体計測結果では、小学生の6.2%、中学生の9.0%が肥満であり、全国平均よりやや高くなっています。また、やせも小学生の7.1%、中学生の6.8%と全国平均を大きく上回っており、適正体重を維持する大切さを伝える必要があります。近年、思春期の子どもたちを取り巻く環境は、人工妊娠中絶や薬物乱用、喫煙・飲酒等に加えて、心身症、不登校、ひきこもりをはじめとした思春期特有の心の問題も深刻化してきています。これらの問題は、心身の健康に大きな影響を及ぼすだけでなく、生活習慣病の発症や次世代を生み育てることへの影響も心配されます。市内の小中学校では、専門的な見地から「薬物乱用・飲酒・喫煙」防止について学習を深めるなど、さまざまな学習を行っています。一方、児童生徒の不登校の解消や、心のケアに対する取り組みとしては、市内の全小中学校に「教育相談員」を配置し、児童生徒が持つ、学校生活や家庭における悩みの相談に対応しています。また、野々市市教育センターでは、児童生徒の不登校に対する対応として「ふれあい教室」と「教育相談」を行っています。

### 【施策の方向】

関係機関と地域などによる連携強化のもと、保育園や学校給を通じ、朝食をバランス良く食べることの大切さを多くの人が理解し、家庭や地域全体でよりよい生活習慣の確立を目指し、生涯にわたって健康な生活を継続できるよう協力し合って食育を推進するとともに、個別の対応の充実を図り、思春期の青少年の心と体の健全育成に努めていきます。

### 【主な取組】

施策・事業名	事業内容
学校給食	平成15年4月から中学校の給食を開始し、『心をはぐくむ学校給食習慣』を掲げ、目的としてはバランスのとれた食事を提供し、健康増進、体位の向上を図るものとしています。また、食事の作法・マナー、食品の組み合わせ、栄養素のバランスなどを学び習得させる場としての役割を図っています。
教育相談	学校や家庭における教育上の諸問題について、臨床心理士と指導員が、児童生徒及び保

	護者の悩みや不安の相談を受けています。
少年育成センター運営事業	少年育成指導を総合的に推進し、少年の非行防止と健全育成を図っています。また、“のいのいちっ子を育てる”市民会議に青少年健全育成・地域活動推進事業を委託し、家庭、学校、育成団体及び地域住民が一体となった活動を行っています。

### (3) 援助を必要とする家庭への支援の充実

#### 【現状と課題】

近年、ひとり親家庭が増加していますが、ひとり親になったことによって発生する負担や家庭機能の低下は、母子家庭と父子家庭とでは大きく異なります。このため、求められる支援内容も異なるため、母子家庭、父子家庭のそれぞれの必要性に応じたものが必要となっています。

また、社会の多様化、教育費の高騰などによる子育て環境の変化に対応し、子育て家庭の経済的な負担の軽減を図るための支援が一層求められています。

さらに、障害のある子どもが地域でいきいきと生活できるよう、障害のない子どもと共に成長できる環境づくりが必要です。市では、身体面や精神面に障害の疑いのある子ども等による相談に幼児遊びの教室、発達相談、幼児相談などへの参加を促し、心理判定員や保健師、作業療法士、保育士などで多面的に発達の把握と相談に応じているとともに、発達障害が疑われる場合は、医療機関・専門機関を紹介するなど、住民のニーズに合わせた対応をしています。

#### 【施策の方向】

子育てに対する経済的な支援へのニーズは高く、引き続き、こども医療費助成や子ども手当(児童手当)の給付などを通して、子育てに関する経済的な支援を行っていきます。

また、ひとり親家庭の自立と子どもの健やかな育ちが図れるように推進します。

子どもが欲しくてもできないと悩む夫婦に対しては、医学的・専門的な相談や不妊による心の悩み等について相談できる体制整備に努めるとともに、不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、不妊治療費の助成を行っていきます。

さらに、障害のある子どもが地域で安心して共に生活し、それぞれの子どもに適した施設やサービスが利用できるよう、これらの事業の充実に努めるとともに、障害の原因となる疾病などの早期発見・早期治療の推進のための体制拡充に努めます。

#### 【主な取組】

施策・事業名	事業内容
こども医療費助成	0歳から中学校卒業後の3月31日までにかかった医療費を給付します。1か月の医療費

	(健康保険適用分)で 1,000 円を超えた金額を給付します。ただし、健康保険から付加給付や高額療養費が支払われる場合は、その金額を差し引きます。
児童手当	次世代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援する観点から、中学校を卒業するまでの児童を対象に子ども手当を支給します。
出産育児一時金	出産費用の負担を軽減するため、国民健康保険被保険者の出産時に、出産児1人につき39万円(産科医療補償制度対象の場合は42万円)の出産育児一時金を支給します。
出産費貸付金	出産育児一時金の支給が見込まれる場合に、39万円(産科医療補償制度対象の場合は42万円)を限度として、出産に要する資金を貸付けます。
私立幼稚園就園奨励費	市内私立幼稚園及び周辺市外私立幼稚園に就園する園児の保護者に対し、助成金を支給することにより、保護者の経済的負担を軽減し、幼稚園就園を奨励します。
子ども予防接種費用助成事業	感染症の蔓延防止及び子どもの健やかな育成を図るため、任意の0歳から中学校3年生までの子どもが予防接種を受けた場合、費用の一部を助成します。
保育料の負担軽減の実施	保育園入園児童2人の場合1人を半額。保育園入園児童3人以上の場合3人目以降は無料です。 18歳未満の児童が3人以上いる世帯で、3人目以降は無料です。(所得制限有)
就学援助制度	経済的な理由により就学困難な児童生徒の保護者に対して、学用品費、学校給食費など学校で必要な費用の一部援助を行っています。
産後安心ヘルパー派遣事業	産後の体調不良や心身の疾病のため、育児や家事が困難な家庭にヘルパーを派遣することにより、子どもが健やかに育つ環境づくりを推進するものです。
ひとり親家庭等医療費助成	児童(18歳になっての最初の3月31日まで。障害のある児童は20歳未満)を監護している母子・父子家庭の親と児童、または父母のいない児童の医療費を助成します。(自己負担あり・所得制限あり)
児童扶養手当	父母の離婚などにより父親と生計を別にしている児童(18歳になっての最初の3月31日まで。障害のある児童は20歳未満)を養育

	している母子家庭などに支給されます。(所得制限あり)
父子手当	父母の離婚などにより母親と生計を別にしている児童(18歳になっての最初の3月31日まで。障害のある児童は20歳未満)を養育している父子家庭などに支給されます。(所得制限あり)
高等職業訓練促進給付金制度	児童扶養手当を受給、または同程度の所得水準にある方が、看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士のいずれかの資格を取得するために養成機関において2年以上修業する場合、給付金を支給し、修業期間中の生活の不安を解消し、資格取得をサポートします。
自立支援教育訓練給付金制度	児童扶養手当を受給、または同程度の所得水準にある方が、就業やキャリアアップのために必要と認められる教育訓練講座を受講する場合、経費の一部を助成し、母子家庭の自立の促進を図ります。
ひとり親家庭児童の放課後児童クラブ保育料の助成	放課後児童クラブに入所している児童を持つひとり親が負担する保育料を、一部負担する制度です。
交通災害等遺児すこやか資金	交通事故等で父または母を失った義務教育修了前の遺児を励ますため、遺児を扶養している方にすこやか資金を支給します。
障害児保育事業	障害のある就学前児童で、保護者の就労等の事由により保育に欠ける者について、保育園において集団保育を行います。専門の先生と充分相談の上、保育士を加配することもあります。
特別支援教育	障害のある子ども、ひとりひとりのニーズにあわせた支援を行います。
居宅介護事業	自宅で、入浴、排せつの介護等を行います。
短期入所事業	自宅で介護する人が病気等の場合に、障害のある子を施設等に短期間入所させて入浴、排せつ又は食事の介護等を行います。
石川県発達障害支援センター	発達障害の方々を中心として、発達上の困難をお持ちの方やその家族等のための専門の支援センターです。相談や助言、福祉制度の利用方法、療育機関の紹介を行うほか、療育方法や教育への支援を行っています。
小児慢性特定疾患医療費公費負担制度	特定の疾患については、その治療が長期にわたり、医療費の負担も高額となることから、患者家族の医療費の負担軽減のため、医療費の自己負担を公費負担する制度です。(石川県

	の事業)
特別児童扶養手当	身体、知的、精神に障害のある子どもを養育している方に手当を支給します。障害程度の認定基準が設けられており、所得制限もあります。(施設入所者は該当しません)
障害児福祉手当	重度で永続する障害のため、日常生活において常時の介護を必要とする20歳未満の障害のある子に対して手当を支給します。障害程度の認定基準が設けられており、所得制限もあります。(施設入所者は該当しません)
障害者スポーツ交流大会	毎年1回、身体に障害のある方、知的障害のある方、障害のある子どもが簡単なスポーツを通じて、体力増強や、多くの方々と交流できるように開催しています。
公共運賃の割引	JR・バス・電車・航空運賃の割引があります。※障害者手帳の種類によって受けられる割引が異なります。
不妊治療費助成事業	不妊治療にかかった費用のうち、一般不妊治療は特定赴任治療費の一部を助成します。
幼児発達相談	言葉の遅れ等閑わりが困難な幼児とその保護者に対してより健全な発達を促すために専門職による必要な指導を行っています。

## 基本目標4 子育てと仕事の両立ができる環境づくり

### (1) 子育て支援サービスの充実

#### 【現状と課題】

子育て中の家族が安心して働くことができたり、育児不安の解消等を図るために、子育て支援制度の運営が重要となってきています。

市では、仕事と子育ての両立ができるように全保育園で延長保育、乳児保育や障害児保育を行い、子育て支援センターでは、一時預かり、病後児保育を実施していますが、母親の就業率の上昇、就業形態が多様化していることから、休日保育等の保育サービスの拡充が求められています。

また、近年、女性の社会進出が多くなり、0、1歳児からの入園児童が増加しており、待機児童対策も重要なとなっています。

#### 【施策の方向】

今後も、待機児童が出ないよう、保育園の新設並びに施設の整備について取り組むとともに、共働きの家庭が安心して働けるよう、休日保育等の保育サービスの拡充を図ります。

#### 【主な取組】

施策・事業名	事業内容
ショートステイ事業	子育て中の親が病気になったときや出産のとき、また家族の介護などの非常時に短期間(7日以内)の宿泊を含めて子どもを預かる制度です。
トワイライトステイ事業	子育て中の家庭で仕事などが常に夜間に及ぶ場合に、6か月程度まで毎日子どもを預かる制度です。
病児保育事業	平成21年9月1日に病児保育を行う託児所「ポニー・ポッシュ」が開設しました。保護者の傷病や冠婚葬祭、あるいは就労等で保育が困難になる方のために、病気中の子どもを一時的に預かる制度です。(3ヶ月~小学3年生まで利用可)
病後児保育事業	保護者の傷病や冠婚葬祭、あるいは就労等で保育が困難になる方のために、病気回復期にある乳幼児を一時的に預かる制度です。
一時預かり事業	保護者の傷病や冠婚葬祭、リフレッシュ、あるいは断続的な就労等で保育が困難になったときに、子育て支援センターで一時的に預

	かる制度です。
ファミリー・サポート・センター事業	市が子育ての援助をしてほしい人（依頼会員）へ援助を行いたい人（協力会員）を紹介し、お互いに子育てをささえ助け合うためのコーディネート、アドバイスなどを行う応援ネットワークです。
保育園の整備	①認可保育園の新設②保育園の改築
マイ保育園登録制度	平成18年4月から実施し、身近な保育園・子育て支援センターを「マイ保育園」として登録することにより、両親の働き方にかかわらず、妊娠時から3歳未満の未就園児を持つ子育て家庭が気軽に育児経験や育児相談、一時預かりの利用を通じて育児不安の解消を図ることができる制度です。
マイ保育園子育て支援コーディネーターの設置	平成19年4月より子育て支援コーディネーター養成研修を受けた専門員を各保育園や支援センターに配置し、市内に居住する妊産婦及び未就園児を対象とした育児相談を実施しています。
延長保育事業	保護者の勤務条件や家庭の事情などにより、通常の保育時間午前7時から午後6時までを超えて保育を必要とする児童について、午後7時まで保育を行います。
休日保育事業	日曜・祝日の保育需要に対応するため、休日の保育を保育園において実施します。（年末年始は除く）
障害児保育事業	障害のある就学前児童で、保護者の就労等の事由により保育に欠ける者について、保育園において集団保育を行います。専門の先生と充分相談の上、保育士を加配することもあります。
乳児保育事業	産前産後休暇や育児休業終了後の就労に対応するため0歳児からの保育を実施しています。

## (2) 仕事と生活の調和の推進

### 【現状と課題】

共働き家庭の割合が増していく中で、男性の育児に関する役割や期待も大きくなっています。しかしながら、実際に育児休暇を取り、育児に参加する男性はまだ少なく、男性がスムーズに家

庭で子育てできるよう支援していく環境を整える必要があります。また、子どもや家族と過ごす時間を増やし、子育ての“喜び”を実感できるとともに、子どもの健全な育ちにつながるよう、子育てと仕事の両立を望む女性が希望する働き方の促進を図ることが必要となっています。

#### 【施策の方向】

子どもを産み育てやすい社会の実現という観点から、男性も女性も仕事と生活が調和する社会（ワーク・ライフ・バランスの実現）の実現に向け、家庭において父親と母親が共に協力して子育てに取り組むことができるよう、男女の平等意識や男女共同参画意識の啓発を図るとともに、職業生活と家庭生活とのバランスが取れた働き方が可能となるよう、仕事と子育てを両立できる職場環境づくりや意識啓発を推進します。

#### 【主な取組】

施策・事業名	事業内容
野々市市男女共同参画	「女性（ひと）と男性（ひと）がつくる共有と連帯の都市（まち）」を基本理念とし、男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の差別をなくし、男性も女性も対等なパートナーとして尊重しあい、はつらつと主体的に参画していくれる都市（まち）の実現を目指しています。

## 基本目標5 子どもと子育てを支援する地域づくり

### (1) 子育ち・子育てを支える地域づくり

#### 【現状と課題】

近年、家族を取り巻く環境は大きく変化し、女性の社会進出による出生率の低下及び核家族化の進行に伴い、今までのように世代を超えての育児文化の継承が希薄になりつつあります。そのため、身近に育児についての相談相手がない家庭や、子ども同士のふれあいの減少などにより、子どもの健やかな育ちが心配されています。

市では子どもの健やかな育ちを願い、平成17年4月1日開設した子育て支援センター菅原を中心に子育て支援センターはくさん・エンジェル・ふじひら・アリス・和光の6カ所と運営内容の拡大と充実を図っています。

#### 【施策の方向】

「すべての子育て家庭への支援」の観点から、子育てに係る各種情報提供や相談体制の充実に継続して取り組むとともに、親子の交流の場や提供や地域の特色を活かした子育て支援機能を高める事業に取り組みます。

#### 【主な取組】

施策・事業名	事業内容
子育て支援センター事業	①施設開放②子育てアラカルト（育児講座） ③サークルの支援④子育て情報誌「こそだて だより」の発行⑤一時預かり⑥病後児保育⑦ えほんBOXハウス

## (2) 子育て交流の促進

### 【現状と課題】

核家族化の進行に伴い、「乳児は肌を離すな、幼児は手を離すな、少年は目を離すな、」等の育児の基本を教えてくれる子育て経験者が相談相手として近くにいない方が増えてきました。

市では、「お年寄りと子どものフェスティバル」、「野々市明倫高校生による吹奏楽演奏会」等のさまざまな活動を通じて、子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりのために、各関係機関の交流イベントやふれあい活動を実施しています。

### 【施策の方向】

今後、さらに乳幼児から高齢者まで世代を超えてのふれあい交流事業を積極的に行い、地域子育て支援のボランティアの協力を得ながら、充実した活動を展開します。

### 【主な取組】

施策・事業名	事業内容
子育て支援事業	①ちびっこクラブ②コアラのつどい③小さい子のつどい④遊びのひろば⑤子育てアラカルト⑥育児相談⑦絵本と紙芝居
シルバー＆チャイルドふれあい事業	保育園や子育て支援センターに通う親子や子どもに対し、子育て経験者からの子育てアドバイスとふれあい保育を行っています。
ふれあい事業（小・中・高・大学生・お年寄り等）	①お年寄りと子どものフェスティバル三世代交流だけでなく、地域の人たちとコミュニケーションが取れる楽しいイベントを開催しています。②押野っ子クラブ押野児童館の行事の手伝い、保育園の訪問などしながら仲間をつくって楽しく活動します。③金沢工大学友会フレッシュマンキャンプ各保育園での清掃活動や行事の手伝いを行っています。
地区公民館活動	住民の教養や健康の増進など、住民生活に即した課題についての学習機会の提供、住民相互の親睦を深めるなど、事業を通して地域社会や地域文化の発展を図るための活動を行っています。
生涯学習ボランティア支援事業（学びのサポートーとつくる夏休み体験等）	社会教育・学校教育において活躍できる地域住民を「学びのサポートー」として登録し、青少年の体験活動等の機会の拡大を図ります。
青少年ボランティア活動の支援（飛鳥等）	青少年が社会参加活動を通して、地域社会の形成者になることの自覚を高めます。

### (3) 子育てネットワークづくり

#### 【現状と課題】

マイ保育園などの子育て支援サービスや母子保健サービスについての適切な情報と必要なサービスを受けることができるよう、子育て支援コーディネーター、保健師、助産師、産婦人科医、小児科医などが連携するとともに情報を共有化し、家庭や地域に対して分かりやすい情報提供を行う必要があります。また、子育て支援情報を総合的に一覧できる「子育て安心ブック」を作成・配布するとともに、子育てに関する各団体のネットワークを構築し、情報提供のネットワークを強化することが重要になっています。

#### 【施策の方向】

地域全体で子育て支援を推進するため、関係組織・団体の育成強化を図りながら、支援活動を行う団体や個人のネットワーク化を通じて、地域の子育て支援体制を整備します。

#### 【主な取組】

施策・事業名	事業内容
「子育て安心ブック」の作成・配布事業	子育てに関する情報や、子育て支援についての保健福祉サービス情報を紹介しています。
情報通信網を活用した子育て支援情報の提供とネットワークの形成	ホームページ・メール配信サービスを活用した子育て情報を提供しています。①のいちはっとHOTメール配信子育て支援情報、防災情報、防犯・交通安全情報、生活情報等をメールで（希望者に）お届けするサービスです。平成21年9月から開始しました。②子育て支援ホームページ安心して「子育て」ができるようにするため、医療補助、健康相談、福祉施設等のサービス内容をホームページで案内しています。

## 第7章 支援事業計画

### 【必須記載事項】

#### 1 教育・保育提供区域の設定

「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（「教育・保育提供区域」）を1区域に設定します。

#### 2 幼児期の学校教育・保育

##### （1）幼児期の学校教育・保育の量の見込み

計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。本市に居住する子どもについて、「現在の幼稚園、保育所（園）、家庭的保育事業、認可外保育施設等の利用状況」に、「利用希望」を踏まえて以下の区分で設定します。

###### ○保育の必要性の認定区分

3-5歳 幼児期の学校教育（19条1項1号に該当：教育標準時間認定）

3-5歳 保育の必要性あり（19条1項2号に該当：満3歳以上・保育認定）

0-2歳 保育の必要性あり（19条1項3号に該当：満3歳未満・保育認定）

認定区分		内容	利用先
1号認定	教育標準時間認定	お子さんが満3歳以上で、教育を希望される場合	幼稚園・認定こども園
2号認定	満3歳以上・保育認定	お子さんが満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合	保育所・認定こども園
3号認定	満3歳未満・保育認定	お子さんが満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合	保育所・認定こども園・地域型保育

教育・保育の量の見込み（ニーズ量）

(人)

認定区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
1号認定	496	511	523	523	536
2号認定	1,262	1,290	1,318	1,346	1,374
教育希望が強い	90	93	95	97	98
保育希望が強い	1,172	1,197	1,223	1,249	1,276
3号認定					
0歳児	86	89	91	93	96
1・2歳児	701	713	726	739	752

(2) 提供体制の確保の内容およびその実施時期（年度別、施設型給付・地域型保育給付別）

各認定別 教育・保育の量の見込みに対する確保方策

(人)

	H27				
	1号	2号 (幼稚園希望)	2号 (保育必要)	3号 (0歳児)	3号 (1・2歳児)
①量の見込み	496	90	1,172	86	701
②確保の内容		804	1,202	103	736

	H28				
	1号	2号 (幼稚園希望)	2号 (保育必要)	3号 (0歳児)	3号 (1・2歳児)
①量の見込み	511	93	1,197	89	713
②確保の内容		813	1,253	111	758

	H29				
	1号	2号 (幼稚園希望)	2号 (保育必要)	3号 (0歳児)	3号 (1・2歳児)
①量の見込み	523	95	1,223	91	726
②確保の内容		819	1,287	111	758

	H30				
	1号	2号 (幼稚園希望)	2号 (保育必要)	3号 (0歳児)	3号 (1・2歳児)
①量の見込み	533	97	1,249	93	739
②確保の内容		819	1,287	111	758

	H31				
	1号	2号 (幼稚園希望)	2号 (保育必要)	3号 (0歳児)	3号 (1・2歳児)
①量の見込み	536	98	1,276	96	752
②確保の内容		819	1,287	111	758

### 3 地域子ども・子育て支援事業（13事業）

#### （1）利用者支援に関する事業（利用者支援）【新規】

子育て中の親子や妊婦及びその配偶者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

##### 【量の見込みと確保方策】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み【箇所】	1	1	1	1	1
②確保方策【箇所】	1	1	1	1	1

#### （2）時間外保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の保育時間を超えて、保育所等において保育を実施する事業です。

##### 【量の見込みと確保方策】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み【人】	535	544	558	571	580
②確保方策					
【人】	535	544	558	571	580
【箇所】	15	16	16	16	16

### (3) 放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により専門家庭にいない小学生に対し、放課後に適切な遊び及び生活指導の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

#### 【量の見込みと確保方策】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 量の見込み【人】	761	805	829	864	900
② 確保方策					
低学年【人】	624	660	680	709	738
高学年【人】	137	145	149	155	162
低学年【箇所】	14	17	19	20	20
高学年【箇所】	14	17	19	20	20

### (4) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所等において、一時的に預かる事業です。

- ① 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

#### 【量の見込みと確保方策】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 量の見込み 【人日】					
1号認定による利用 【人日】	2,873	2,967	3,041	3,107	3,124
2号認定による利用 【人日】	23,192	23,972	24,544	25,064	25,220
② 確保方策 【人日】	26,065	26,939	27,585	28,171	28,344

② 上記①以外の一時預かり

【量の見込みと確保方策】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 量の見込み 【人日】	3,009	3,048	3,125	3,203	3,265
② 確保方策 【人日】	3,009	3,048	3,125	3,203	3,265

(5) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病や冠婚葬祭等で、家庭において養育を受ける事が一時的に困難になった児童について、児童養護施設等にて、短期間（7日以内）の宿泊を含めて保育を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 量の見込み 【人日】	12	13	13	13	14
② 確保方策 【人日】	12	13	13	13	14

(6) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 量の見込み 【人日】	19,321	19,418	19,913	20,428	20,942
② 確保方策 【人日】	19,321	19,418	19,913	20,428	20,942

## (7) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

### 【量の見込みと確保方策】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 量の見込み 【人回】	700	700	700	700	700
② 確保方策 【人回】	700	700	700	700	700

## (8) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

### 【量の見込みと確保方策】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 量の見込み 【人回】	340	340	340	340	340
② 確保方策 【人回】	340	340	340	340	340

## (9) 病児・病後児保育事業

病児・病後児について、保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

### 【量の見込みと確保方策】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 量の見込み 【人日】	918	946	958	981	996
② 確保方策 【人日】	918	946	958	981	996

### (10) ファミリー・サポート・センター事業（就学児のみ）

小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

#### 【量の見込みと確保方策】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 量の見込み 【人日】	○	○	○	○	○
② 確保方策 【箇所】	1	1	1	1	1

### (11) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

#### 【量の見込みと確保方策】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 量の見込み【人】	8,600	8,600	8,600	8,600	8,600
② 確保方策【人】	8,600	8,600	8,600	8,600	8,600

### (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規事業】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

#### 【確保方策】

国の動向を注視し、事業の効果等を勘案したうえで、事業実施について検討していきます。

### (13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規事業】

民間事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

#### 【確保方策】

今後、新規事業者の参入があった場合には、事業の導入について検討します。

## 4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保の内容

現在、野々市市内には認定こども園はありませんが、平成27年度から和光第二保育園が認定こども園に移行する予定です。

今後も、認定こども園への移行を希望する施設に対しては、情報提供を適宜行なっていきます。

## 5 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

保護者が産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供するとともに、計画的に教育・保育施設、地域型保育事業を整備します。

## 6 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県との連携

児童虐待防止対策の充実、母子家庭および父子家庭の自立支援の推進、障がい児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実など、県が行う施策との連携を図るとともに、[市](#)の実情に応じた施策を関係する各機関と連携を密にして展開します。

## 7 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携

仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しを図るために、県、地域の企業、労働者団体、石川労働局、子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域の実情に応じた取組を進めます。

## 第8章 計画の推進

### 1 計画の推進主体と連携の強化

本計画の推進にあたって、市内関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、保育園・幼稚園など子ども・子育て支援事業者、学校、企業、市民と連携して、多くの方の意見を取り入れながら取組を広げていきます。また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業に的確に反映します。

### 2 計画の進行管理

子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の進捗状況について点検・評価することが重要です。子ども・子育て支援の推進においては、柔軟で総合的な取組みが必要であることから、この取組を評価するため、利用者の視点に立った指標を設定し、点検および評価を各年度で行い施策の改善につなげます。

